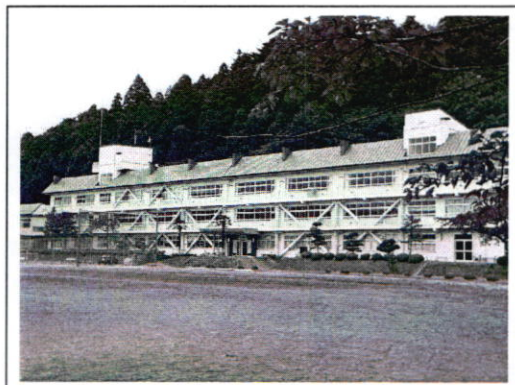


事務長 及川清喜
(平成22・23年度在職)

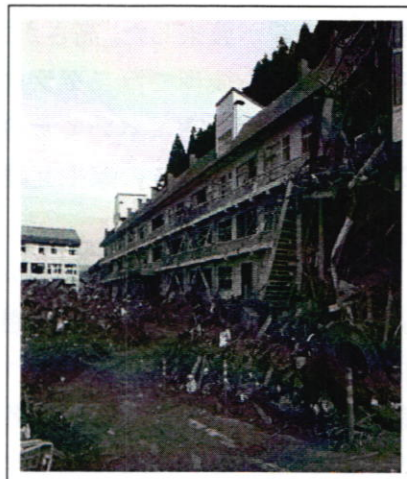
被災前の高田高校



陸前高田市の高田高校は、3階建ての校舎全体が津波に襲われ、体育館も流失した。

実際は、3階の天井から約10cm下まで浸水していた。

被災後の高田高校



被災した建物

高田校舎 第一校舎、第二校舎、第三校舎、
特別教室棟、商業実習棟、第一体育館、
第二体育館、銃剣道場、プール、部室、
自転車置場、運動場、テニスコート

広田校舎 第一校舎、第二校舎、第三校舎、第四校舎、
食品製造実習室、体育館、
柔剣道場、部室、鮭乾燥場、艇庫等

職員住宅 高田地区 9棟22戸全壊、
広田地区6棟14戸全壊

多くの生徒は、裏山の第2グラウンドに非難して無事だったが、校外にいた生徒22名及び教職員1名が、死亡又は行方不明となった。

生徒 22名(1年生 2名、2年生 12名(うち、1名が行方不明)、
卒業生 8名(うち、2名が行方不明))

在籍数 543名(4/1 現在)

教員 1名(水泳部の救助に向かっている途中、津波に遭遇し行方不明となる)

発生直後、同校は午前授業で、課外活動中の生徒257名と職員約40名が残っていた。

地震発生時は、あまりにも揺れが激しかったので、しばらくは机の下にもぐり、揺れが落ち着いてから校舎前のグラウンドに避難するとともに、緊急放送で校舎外へ避難するよう主任主査が放送した。グラウンドに避難してきた生徒が少なかったことから、再度グラウンドへの避難を呼びかけるとともに職員が手分けして校舎内を見回り、残っていた生徒にグラウンドへの避難を呼びかけた。地震で揺れている最中でも冷静に非常放送ができたことは、避難訓練で何度も放送担当していたからと考えることができる。

陸前高田市の防災無線では大津波警報のアナウンスが繰り返し流れていた。

住民も避難所に指定されていた体育館に集まって来た。職員が自家用車のワンセグで情報を得て、校舎裏手の高台にある第二グラウンドへの避難を指示した。

生徒及び住民の避難の完了を確認しながら、何名かの職員が車のテレビを見ていたら、釜石に津波が襲来した。高さが10mとの報道を見て、残っていた十数名ほどの職員も、それぞれ車や徒歩で第二グラウンドに避難した。

第二グラウンドに着いて数分後に校舎を見たら、すでに屋根だけが見える状態で、3階まで浸水し、周りの家や瓦礫が東から西へと流されていた。

だが、海岸沿いの屋内プールにいた水泳部員9名は、市職員の誘導で陸前高田市の避難所である市民会館に向かい、助かったのは2名だけ。救助に向かった女性教諭も行方不明となった。2名は、偶然個室に閉じ込められ、部屋ごと津波に流され助かったようだ。

地震発生後、大津波警報を確認し、第二グラウンドへ避難する際、事務室と校長室、職員室を施錠し、あわてていたので何も持たずに避難してしまった。

(内心、校舎に戻れるものと勘違いしていた。10mの津波ということを冷静に考えると戻れるはずがなかった。)

高田市民会館

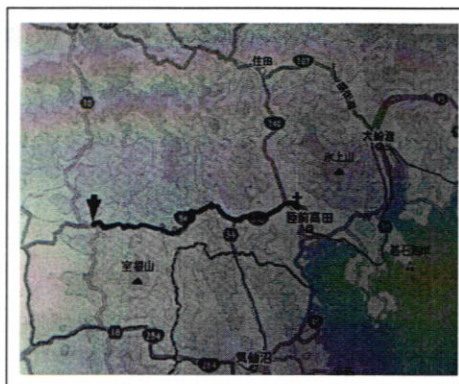


11日夜は周囲から集めた枯木などで暖を取りながら第二グラウンドに泊まる。

携帯も電話も通じず、自宅からメールが届いたのを確認し、ふと我に返り高田の町や学校が津波で飲み込まれた事と、自分と車が無事であることをメールで返信した。メールが使えたのも夜9時30分頃まででした。(中継局のバッテリーも切れてしまったからのようだった。)

12日、高田を出発し公衆電話から県教委へ被災状況を報告するため、自宅へ向かった。途中、竹駒駅付近の国道が通行止めのため、山道を通り、普段であれば40分程度で行けるところを、2時間ほどかかり自宅にたどり着いた。

高田市内の公衆電話はすべて停電のため使用できず、大東町大原の中心街にある公衆電話から、校舎の状況、生徒の状況、職員の安否が確認できない3名について報告した。



自宅に戻り、防寒着や食料を持って避難場所へ戻る。(21時着)

教員住宅や自宅が流された職員は、37名にも及んだ。

15日夕方、振興局に出向き、ワークス（行政財務端末）のことを相談する。ワークスの手配、操作カードの再発行について出納局に連絡していただく。

16日夕方、県教育委員会教育企画室の小屋敷課長ほか2名が、校舎の被災状況視察に来校する。

校舎、特別棟、産振棟、体育館及び職員住宅を視察し、すべてが使用できないと判断したようだ。

17日、事務室の耐火金庫は、鍵で施錠せずダイヤルだけで閉めていたので開けることができ、若干の泥水の流入はあったが、公印、卒業生台帳、一部の指導要録、ワークス操作カードなどが無事であることを確認した。

18日午後、サンビレッジに移動する。

(人工芝にシートを敷いての生活)

22日午後到大船渡東高校の研修会館に本部を移動する。

(畳の上に寝ることができた。)

パソコンも震災後、初めて使用できるようになる。

サンビレッジ



25日、仮校舎を旧大船渡農業高校（現大船渡東高校萱中校舎）にする旨、宮野学校施設課長から校長に連絡がある。

4月11日、大船渡東高校の進路資料室を借りて、ワークス及びひとり1台パソコンを設置。

12～14日に、教職員課厚生福利担当から2名の人的支援をいただき、給与関係認定書類や、共済組合災害見舞金などの手続き資料の取りまとめについて相談した。

27～28日、仮校舎への引越しのため、事務職員組合及び県教育委員会から人的支援をいただく。

5月1日から仮校舎で業務を開始し、2日に始業式をし、仮校舎での授業を再開する。

以上が及川さんの手記です。

東日本大震災後、何人かの事務長が震災体験を中心に、全国規模の研修会での講師やパネラーを務めたり、機関誌や記録集などへ手記を投稿しています。

及川さん以外の方々の手記等は他の研究集録や機関誌、記録集をご覧くださいければ幸いです。

調査票の記載説明

未曾有の大震災により、学校現場でも想定外の事態の混乱のなか、それぞれの職員が児童・生徒等の安全第一に行動をとってはいたが、これまでの危機管理マニュアルでは対応できない様々な学校管理上の問題が浮上した。それらの問題点をまとめるとともに、長引くライフライン使用不能の中での事務処理等はどのようにしていたのか等の実態を調査しまとめる必要があると考え、事務長の視点でとらえた記録を残すことを主眼として調査を行った。

また、各校より提出された調査票を基に、全体が把握できるよう総括表及び全般での感想等をまとめた。調査票については次の2つの視点で調査項目を作成した。

- 1 時系列に何が起こり（分り）、行動したかを記録として残す。
- 2 地域防災計画や校内災害対応マニュアルによる行動ができたか、問題点がなかったか。

また、地域や学校によって調査項目や回答欄に不足等が生ずることも考えられたことから、回答に当たっては項目や行の挿入を認めているため、各校の回答項目に違いがあるものとなっている。

調査にあたっての目的・注意書きの説明は次の通り。

調査目的：実態把握と各校における記録を後世に残す（災害記録事例として）こと。

注意書き：

- 1 この調査票は時系列に学校全体で行った行動の記録的シートです。
- 2 項目は地域防災計画に則った項目とそれに当てはまらないものがありますが、すべての項目を埋める必要はありません。
- 3 記録対象期間は学校が平常に戻るまでの期間としますが、今回の調査については7月末時点で区切って入力願います。
- 4 記入にあたっては、「記載の一例」シートを参考に入力願います。

「記載の一例」

12 県立学校班の事務分掌

(1) 県立学校班の事務の流れ

※ 時間経過は、目安です。

項目 (地域防災計画)	発災後～1時間	1時間～3時間	3時間～1日	1日～3日	4日～
一般状況	- 地震情報、津波警報 - 津波第1波到達 - 道路：各所で被害、交通事故 - 各地で火災発生 - 建物倒壊、生埋め多数発生 - 土砂崩れ - 停電、断水、電話不通	- 津波第2波、継続 - 各地域の一部道路が崖崩れ、津波等で通行不能 - 救助活動開始 - 避難者等逐次増加 - 沿岸南部の市町村と連絡とれず	- 津波警報解除 - 交通渋滞ピーク - 火災最盛期 - 死者、負傷者急増 - 負傷者の広域搬送	- 各種応急対策 - 復旧活動 - 避難所生活継続 - 生活再建支援	- 復旧活動 - 避難所生活継続 - 生活再建支援
状況・ニーズ 「※」…授業中の場合	- 地震により校舎等に被害 - 学校周辺の道路被害 - 停電、断水	- 児童・生徒、教職員が負傷していないか。 ※児童・生徒の下校の対応 - 避難所として使用要請 - 避難勧告の発令	- 校舎等の被害が次々と判明 - 児童・生徒の家も被災→避難生活 - 住民の避難継続	ケガした児童・生徒の容態は？	- 被災した児童生徒は学用品がない。 - 児童生徒にPTSDの恐れ - 授業再開の検討
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	○通信手段の確保	○校内点検を実施し、被害状況を把握 ○県本部(教育企画室)に第1報(被害概況)	☐ 危険箇所の応急手当、立入り禁止等の応急対策 ☐ 県本部へ随時被害情報を報告 ☐ 電気・ガスなど業者による点検依頼	○修繕の発注等	
2 避難所の設置に係る協力に関すること。 (第3章 第4、25節)		○使用可能かどうか調査検討 ○可能な場合、受入れ準備を行う(清掃、表示) ○受入れ開始	☐ 避難所とすることを県本部(教育企画室)へ報告 ☐ 施設利用について市町村と協議 ☐ 避難所の設営・運営の協力、施設の管理	○学校再開に向け、市町村と施設利用について協議	
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (第3章 第25節)	※児童生徒の安全確保(避難行動) ※負傷した児童生徒の応急手当	☐ 教職員による児童・生徒の安全確認 → 県本部(教育企画室)へ報告 ※学校周辺の危険箇所の確認 → 児童・生徒の下校の検討 → 保護者へ連絡	○児童生徒の生活基盤の確認	○児童生徒の心のケアの実施検討	
4 教職員の非常配置に関すること。 (第3章 第25節)	※負傷した教職員の応急手当	○教職員の安全確認 → 県本部(学校教育室)へ報告		○死亡・負傷した教職員の欠員補充等を教職員課へ要請 ☐ 補充されるまでの教職員の体制検討	
5 被災後の学校運営及び指導に関すること。 (第3章 第25節)		○情報窓口の一本化	○学校を再開できるまでの期間を算定し、休校措置を取る。一保護者・生徒へ連絡	○代替施設のあっせん要請 → 県本部(教育企画室)	☐ 授業料の減免手続き ☐ 児童・生徒の学用品等の調達、あっせん → 県本部(学校教育室) ☐ 学校給食の食料調達の要請 → 県本部(スポーツ健康課)へ

震災発生時とその後の対応【当日・翌日】（県立学校総括表）

項 目			3月11日		
防災計画項目	3.11実態	地域	地震発生前	発生時	発災後～1時間
一般状況		内陸		- 震度6弱：一関市、矢野町、滝沢村、藤沢町、花巻市、奥州市 - 震度5強：盛岡市、北上市、奥州市、花巻市、遠野市、平泉町、八幡平市、金ヶ崎町、住田町、一関市 - 震度5弱：二戸市、紫波町、一戸町、盛岡市、岩手町、軽米町、雫石町、花巻市、葛巻町 - 震度4：九戸村、西和賀町、岩泉町	- 国道通行止め、信号ダウン、鉄道不通 - 断水、停電、ガス遮断、電話不通 - ガソリンスタンド営業停止
		沿岸		- 震度6弱：釜石市、大船渡市 - 震度5強：釜石市、普代村、山田町、宮古市 - 震度5弱：宮古市、野田村、大船渡市、久慈市 - 震度4：洋野町、田野畑村	- 大津波警報発令～(3m)14:49・(6m)15:14・(10m以上)15:30 - 津波1波襲来 - 国道通行止め、信号ダウン、鉄道不通、市街地方面道路通行止め - 断水、停電、電話不通、浄化槽不可 - 停電により防災無線の通報なし - ガソリンスタンド営業停止
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き (職員、児童・生徒関係)	内陸	- 教職員は平常勤務、宿泊研修対象生徒は移動中 - 部活動の生徒、在校 - 定例職員会議、担当者会議等開催中 - 学検採点作業日(生徒は校舎内立入禁止) - 普通授業(1年)、季講座(2年)、自習(3年数名) - 普通授業(全年、1・2年) - 午前授業 - 授業は休業日、在校生徒なし(自宅学習期間) - 春季課外(1・2年) - スタディサポート(1年)、進研模試(2年) - 進路ガイダンス(1年、外部ホテル会場) - 実習中の生徒、在校 - 追認考査受検日 - 職員全員による廃棄物の移動作業日 - 小学部は下校、中学部は授業中、高等部は下校したが一部帰宅せず寄宿舎内 - 午前中卒業式、生徒下校 - 登校中の生徒、寄宿舎在舎の生徒あり - 分教室の卒業式挙行中	- 生徒、教科担任の指示により教室内で安全確保 - 机等の下に避難後、指示に従い避難(危機管理マニュアルによる) - 職員、職員室等で各自、安全確保 - 事務室、パソコン・テレビの転倒防止 - 校長指示により緊急避難放送(副校長、生徒指導部長、教務課長等) - 校長が職員に校舎内の生徒の安否確認と外への退避を指示 - ハンドマイクによる避難場所指示 - 避難放送はせず、各自校舎外へ避難 - 教職員、事務室付近に集合 - 教職員、生徒が校舎の前庭等に避難 - 生徒、職員ともグラウンドに避難 - 自家用車のテレビによる情報収集	- 生徒、職員が校舎の前庭等に待機、安全確認 - 生徒は正面玄関に集合し体育館に待機 - 生徒、職員とも、避難訓練時の避難場所へ避難 - 校長不在、副校長の指示によりグラウンドに避難 - 校長指示により駐車場に避難 - 生徒は職員声かけにより正面玄関前に避難 - 生徒はホール、同窓会館に待機 - 教職員が寄宿舎避難応援 - 生徒に帰宅指示、待機生徒の保護者への引き渡し - 昇降口前、ダルマストロープ設置 - ラジオ、自家用車のテレビ、携帯のワンセグによる情報収集 - 校舎の被害確認 - 生徒、教職員の負傷状況確認 - 災害対策本部を設置(校長室、職員室、事務室) - 定時制の生徒に下校指示 - 帰宅手段等、今後の対応を検討 - 生徒の確認のため職員をバス停、駅に派遣 - 帰省生徒の安否確認 - 登校していない生徒、職員の安否確認 - 破損箇所の応急措置 - 暖房設備、重油、灯油の確認 - 管理職が校舎内外を巡回、現状確認 - 生徒は駐車場に集合、名簿チェックと健康状況等の本部報告 - 遠距離で保護者の迎えが期待できない生徒を教職員が送り届ける
		沿岸	- 部活動の生徒、在校 - 午前授業 - 普通授業(1・2年) - 補修(1・2年) - 就職ガイダンス - 自宅学習 - 高等部・インフルエンザで学部閉鎖、小中学部・放課、寄宿舎に待機児童生徒在舎 - 小学部下校、中学高等部普通授業	- 机の下に避難、安全確保 - 戸を開けるなど避難経路確保 - T.V・ロッカー等の転倒防止措置 - 校内放送で校外避難指示 - 校長指示により緊急避難通報 - 職員・生徒、昇降口に避難・待機 - 職員・寄宿舎児童生徒、校庭に避難 - 校内非常放送不可、伝声により屋外避難	- 生徒・職員、中庭(駐車場)・グラウンドに避難・待機 - 部活動の生徒に校舎内に入るよう拡声器で伝達 - 避難生徒・職員の確認 - 津波来襲のため2階から3階に避難(校舎1階部分冠水) - 津波来襲のため高台避難開始 - 児童生徒、昇降口前駐車場に避難後、集会室移動・待機、保護者引渡し - 安全確認後、徒歩・自転車生徒へ帰宅指示 - 災害対策本部を校長室に設置 - ラジオ、ワンセグによる情報収集 - 職員全員を集め、今後の対応を確認 - 事務職員、安全確認のうえ事務室待機 - 児童生徒の寒さ対策のため毛布等準備 - 児童生徒の避難所用にスクールバス
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること 第3章第25節	施設・設備関係	内陸			- 校内巡回し被害状況の確認 - 受水槽給水管破損 - ラジオで情報収集
		沿岸			3階まで浸水し確認不能(沿岸南部) - 船具庫、和船・船外機流出(沿岸北部)
2 避難所の設置に係る協力に関すること 第3章第4・25節		内陸			
		沿岸			- 近隣住民が避難のため来校、再避難のため高台へ誘導し点呼確認(沿岸南部) - 避難者を校舎3階に誘導(沿岸中部)

1時間～1日		3月12日
・国道通行止め、信号ダウン、鉄道・バス不通 ・断水、停電、電話不通 ・ガソリンスタンド営業停止、ガソリン入手困難 ・各店舗営業停止、食料、日用雑貨入手困難		・ガソリン入手困難 ・電気復旧 ・交通機関マヒ状態
・津波2波襲来 ・国道通行止め、信号ダウン、鉄道不通、市街地方面道路通行止め ・断水、停電、電話不通、浄化槽不可 ・ガソリンスタンド営業停止、銀行・郵便局の業務停止 ・町内で火災発生・避難所へ延焼の恐れ、テレビ電波中断		・津波警報切り替え20:20 ・ガソリン供給不可 ・新聞運配、一般回線電話不通(災害電話、公衆無料電話のみ)、郵便不配 ・水道・電気復旧 ・停電
・校内巡回、防火扉の復旧 ・緊急停車中の電車内生徒の確認 ・副校長が教職員へ担当エリア巡回指示 ・教育企画室、学校教育室に被害状況等の報告 ・生徒全員下校への対応(保護者への引渡し等) ・児童生徒はスクールバスへ移動し下校 ・暖房耐震装置の作動している箇所の確認 ・生徒の確認のため職員をバス停、駅に派遣 ・鉄道運休に伴う生徒。保護者の寄宿舎滞留 ・帰宅生徒の安否確認、家屋被災生徒の保護 ・盛岡市「広域避難場所」としての対応 ・職員による担当区域の被害状況確認を指示 ・施設管理の対応を協議 ・市内の状況調査 ・暖房、水の確保に係る確認 ・遠距離通勤者、学校宿泊 ・学年ごとに帰宅手段を確認 ・校長が教職員へ早めの帰宅指示 ・校内生徒に下校時の注意等を伝達 ・職員、自宅状況確認のため一時帰宅 ・通信制関係の選抜方法の変更等協議 ・可能な限り保護者への連絡、教員の車により生徒下校 ・生徒の安否確認と当分の間の部活中止、自宅待機の連絡指示 ・事務長、用務員が復旧まで待機、不可と判断し下校 ・出張職員等の安否確認指示、沿岸地区通勤者に自宅・家族安否確認のための帰宅指示 ・バス等通学生は一室に待機し、保護者と一緒に下校 ・生徒、教職員の飲料水、食料確保のためコンビニ等買出し ・生徒の保護者への連絡方法、生徒の帰宅方法、職員の帰宅について検討 ・ストーブ、毛布、安全な場所を確保(帰れない生徒を想定) ・寒さ対策のためスクールバスに生徒を避難誘導、自力で帰る生徒には教員が付き添い送る ・保護者の迎えを待ため、事務室に停電時用の輻燭、対流式ストーブを用意 ・毛布で暖、石油ストーブ暖房、備蓄の輻燭で明かり		・職員会議の中止 ・課外・部活動中止 ・管理職勤務、今後の対応協議 ・管理職・事務職員・用務員等勤務 ・校長・職員数人出勤(午前中) ・緊急対応のため、事務長出勤し待機 ・事務長が警報設備の復旧作業 ・校舎内外の安全点検(管理職等) ・災害対策本部集合、児童・生徒の安否確認継続 ・当日の出張者・休暇職員の安否確認 ・3/14以降の生徒の取扱いを協議 ・担任中心に生徒の安否確認、部活中止・自宅待機の連絡 ・課外中止 ・生徒、建物安全確認まで自宅学習 ・職員による被害にあった教室等の整理復元作業 ・生徒休校(3/14～3/16)について防災無線により連絡 ・通信制関係の試験に係る関係部署への伝達及び問合せ対応 ・遠距離通勤者、交通・燃料の状況回復まで自宅待機 ・市の給水車指定箇所となり、地域住民が多数来校
・職員の車により生徒下校 ・必要な避難生活物資の移動設置開始 ・職員に帰宅、土日出勤不可の指示 ・帰宅できない生徒・職員が体育館に避難 ・生徒用・地域住民用の避難場所を各2教室確保 ・校地内外の住民を応急ボートで救助 ・校内全員の名簿を手書きで作成、市職員にも配付 ・保護者迎え以外の生徒、避難所待機 ・学校に宿泊(児童生徒・保護者・職員) ・職員保有の菓子・ジュース類を一箇所に集め配分を検討 ・災害対策本部を設置(事務室、3階製図準備室・視聴覚室) ・教室等に宿泊(児童生徒・保護者・家族、職員、一般避難者) ・炊き出し作業、近所の自宅から食料持込み自炊、おにぎりを作り生徒に配付、消防団員持参のおにぎり配付 ・暖を取るための枯木等の収集、対流型ストーブの配置、ダルマストーブのグラウンドへの運搬、暗幕準備 ・近隣住民の避難受入れ(体育館)・市への連絡、自主避難住民の受入れ ・近隣の生徒、保護者迎えの生徒は帰宅、帰宅できない生徒は特別教室待機 ・未被災職員による自宅からの保存食料・灯油・携帯コンロ・ガス等持込み ・校内の安全な避難場所の調査、消防団の指導により体育館へ避難場所移動 ・学校のストーブ・毛布・電灯・電池・ラジオ・水を避難所へ搬入、避難者に毛布配布		・避難者用毛布等の準備 ・保護者への生徒引渡し ・職員2班(宿泊・明朝)体制 ・発電機の使用 ・職員家族安否確認のため帰宅 ・対策会議 ・昇降口に保護者受付設置 ・職員による道路状況の確認 ・避難所要請あり ・校長、学校待機し学校教育室と連絡 ・学校に居なかった生徒の安否確認 ・避難所での役割分担決定 ・避難所より約1,000人学校へ移動 ・校地内の車は全て被災し使用不可 ・学校に宿泊(児童生徒・職員) ・校地外の住民救助 ・対策会議 ・生徒におにぎり配付 ・長期帰宅困難の生徒のため、近所の商店から食料の調達 ・救援隊(自衛隊)からの校庭、体育館の使用申請を承諾 ・教室等に宿泊(児童生徒・保護者・家族、職員) ・三陸鉄道の線路使用し釜石駅まで行けること判明、帰宅 ・校舎内監視、生徒の教室等への出入り制限(貴重品管理、危険防止等) ・地域住民・生徒・職員、避難所の中学校に移動 ・部室の運動着・靴、セミナーハウスの毛布等、学校の紙・鉛筆・電池・薬等提出 ・職員による避難所支援(駐車場整理、炊き出し等) ・校長、事務長が合同庁舎へ向向き、状況把握 ・生徒の協力により、トイレの水搬入 ・保護者と連絡とれない生徒、避難所待機
・ダルマストーブ等で暖房の確保 ・エキスパンション破損、貯水槽破損の被害多数 ・非常電源装置が燃料切れで停止 ・学校泊のためストーブ、毛布等の確保及び搬入 ・飲料用・トイレ用の水確保(制限を設ける) ・実習棟発電機を使用し暖房とテレビから情報収集		・トイレ用水の確保 ・停電のため搾乳を手作業 ・隣家から自家水を受給 ・断水のため農場の自家水を利用 ・大船渡市から発電機の提供を受ける ・断水のためトイレ用水を川から汲み上げ(後に中止) ・避難所指定でないため対策本部に物資要請 ・部室の運動着、靴、セミナーハウスの毛布等搬入
・地域住民が避難 ・救急病院の後方支援として要請		・体育館を大阪消防隊の宿泊所として提供 ・電源車配備(一関市) ・避難状況を市に報告し、市職員の対応を依頼(一関市)
・避難住民の受入れ開始 ・道路寸断し帰宅困難生徒、職員のため記念館開放 ・近隣成人用福祉施設から入所者等の避難要請 ・家庭科室の冷凍食品、調理器具を利用し避難住民に提供		・支所から避難所設置要請 ・避難者用の名簿作成 ・発電機により照明の確保 ・避難住民が他の避難場所へ移動 ・病院被災のため軽傷者の受け入れ要請(看護職員なし) ・市、町内会から炊出しの差し入れ

項 目			3月11日		
防災計画項目	3.11実態	地域	地震発生前	発生時	発災後～1時間
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること 第3章第25節		内陸	・非常連絡網有り	・非常放送により生徒を校舎外へ避難誘導 ・学校に来ていたものは確認 ・週明けに調査。また、被災の心配もさほどない ・学検後で、午前授業のため校舎内に生徒はほとんどいない ・休業日のため校舎内に生徒はいない	・児童生徒の安否確認 ・停電、電話回線不通、携帯のバッテリー切れ作業進まず ・生徒を帰宅、遠距離は迎えに来るまで待機 ・帰宅手段ない、保護者と連絡つかない生徒を職員が送る ・校内にいる生徒を集めさせ下校時の注意指導 ・下校した生徒及び3年生の安否確認に努める ・停電により県教委へ報告できず ・生徒は既に下校済、卒業式を実施中、教職員、病院職員が病院まで車で搬送 ・部活動中の生徒約80名を福祉教養棟に一時退避 ・野球部員がグラウンド、吹奏楽部員が2名音楽室にいた ・生徒の安否確認を県教委へ報告 ・避難生徒の名簿一覧作成、安全確認
		沿岸		・学年ごとに生徒の安否確認作業を行った、登校していた26名全員の避難を確認できた、それ以外は電話不通、道路通行不能、ガソリン不足等により確認できなかった。(結果、相当の日数を要した。)同様に県本部への報告も出来ない ・保護者が迎えに来た生徒についての帰宅	・クラブ活動で出校生徒無事確認、他の生徒この時点で確認できず ・在校生の確認、体育館へ避難 ・教員住宅に行き家族を救助 ・避難した生徒の点呼及び安否確認 ・生徒の家庭に迎えの連絡指示、待機生徒14名
4 教職員の非常配置に関すること 第3章第25節		内陸	・生徒は部活動のため登校していたが、ほとんど修了	・全員在校 ・勤務日のため非常配置必要なし ・全員グラウンド	・職員安否確認出張者を除き異常なし ・県への報告、通信設備不能のため不可 ・非常配置につき施設整備の点検、生徒の安全確保、安否の確認 ・ラジオで状況確認 ・災害対策本部を設置し、児童生徒及び教職員の所在の確認及び災害の情報を確認し、3月14日から休業とする ・在校生との安否確認と帰宅指示 ・職員の安否を県教委へ報告 ・保護者が迎えに来た生徒は帰宅 ・余震が続いていたので、職員の打合せを校舎の外(正面玄関附近)で行った
		沿岸		・職員の安否確認(休職中2名内1名は地域防災活動)	・出勤していた職員帰宅できず学校に泊って非常時に対応 ・出張、年次者は通信手段が絶たれたため安否確認できず。後日内陸部から、電話で無事確認。 ・職員により安全確保、避難所設置準備 ・在校生の確認、体育館へ避難 ・学校にいた生徒の指導と避難してきた住民への対応のために在校していた職員全員が体育館(避難所)に泊まった
5 被災後の学校運営及び指導に関すること 第3章第25節	災害対応マニュアルとの相違点・問題点	内陸	別紙に抽出掲載【23、24ページ】		
		沿岸			
		内陸		・電池式ラジオを準備し、情報収集 ・警報機器等の発報対応 ・玄関・昇降口を開放し、避難経路確保 ・備品等落下阻止 ・事務室で各自安全確保 ・グラウンドへ避難 ・会議参加中の他校の職員直ちに帰校 ・受水槽給水管破損対応	・二次災害防止のための施設設備の安全確保 ・情報収集のための物品調達 ・ボイラー不能によりだるまストーブ準備 ・被害状況確認のため施設設備点検 ・停電のため機械警備不能に関わる対応
		沿岸	高田高校の場合 校舎・体育館が津波被災にあった		・生徒、一般市民と第二グラウンドへ避難 ・再び学校へ戻り、各部屋施設
			宮古工業高校の場合 校舎1階部分が津波被災にあった		・生徒・避難住民と共に校舎3階へ避難。 ・翌日にかけて教職員と共に簡易筏を作り被災生
			宮古水産高校の場合 実習船等の管理が伴った		・防災無線により「大津波警報」を聞き、全校生徒、全員避難確認後、校舎の施設をし避難所へ(避難 ・避難完了後事務長は本部付け、他の職員は物資搬 ・マクロ遠洋実習から帰港にむけて航行中の実習船 ・共同実習船「翔洋」は、石巻港でドック入りに
			種市高校の場合 実習船の管理が伴った	・学校勤務中だった船舶職員、港へ向かう	・実習船「種市丸」沖合いで津波を回避 ・17:30全職員帰宅(機械警備不能;警備会社へ連
学校行事及び特殊事情等		内陸	・普通授業 ・午前中卒業式(支援学校) ・卒業を祝う会(支援学校) ・春季講習会		・諸会議 ・生徒自宅学習期間 ・生徒は部活動中 ・生徒進路ガイダンス(外部ホテル)
		沿岸	・普通授業 ・午前授業 午後部活動 ・自宅学習日 生徒部活動 ・小学部下校済み中・高学部普通授業(支援学校) ・保護者面談		・中・高学部普通授業(支援学校) ・就職ガイダンス ・実習船「リアス丸」焼津へ向けて航行中 ・実習船「翔洋」石巻でドック入りに

1時間～1日		3月12日
・対外部活動で出ている生徒の確認 ・生徒に帰宅指示、当分の間出校停止 ・避難している生徒の保護者に連絡、連絡の取れた生徒は保護者に引き渡す ・生徒は携帯等を活用し、保護者との連絡に努める ・外部施設で部活動を実施していた生徒が被災 ・担任及び部顧問により保護者に連絡、下校の迎えを依頼 ・固定電話から県に第1報を入れる ・近場の生徒については手分けして自宅へ送り届ける ・副校長が県教委に出向いて報告 ・沿岸地区の生徒の家族への連絡つかず ・安否情報、被災状況県教委に報告 ・夕方、県教委から校長の携帯に連絡が入る ・最終的には夜8時頃までにほとんどの生徒が下校完了		・随時被害状況確認 ・部活中止、自宅待機 ・沿岸出身者の生徒安否確認取れず ・校長から学校教育室へ児童生徒の被災状況等を連絡 ・生徒は当分の間、次の指示があるまで自宅待機 ・徐々に家族へ連絡がつき始め、家族の被災状況が分かり始める
・全員で生徒の安否確認、通信不通及び道路寸断のため確認困難 ・教職員による児童・生徒および保護者の安否確認 ・学校より3キロ程度離れた国道沿いでAU携帯が繋がる時があることが判明保護者等への連絡を試みる ・自宅に帰れない生徒及び避難してきた生徒を体育館等に誘導 ・a uの携帯電話は震災後でも通じたので県教委へ報告、その後不通 ・迎えに来た保護者に確認しながら生徒を引き渡す。保護者から街の状況等確認 ・その後自身の家族や住宅の安否確認が出来ない職員は各自の責任で帰宅等の行動 ・基本的には全員体制で24時間勤務を余儀なくされた(避難住民の世話・燃料や食糧の確保・生徒の安否確認等) ・野田・浜浜方面生徒30名が学校に泊る		・職員2名1組で避難所巡回、児童生徒・家族の安否及び被災状況確認(全員確認終了まで) ・保護者への生徒引渡し、被災児童家族受け入れ等 ・県本部への報告を事務長が職員のa u携帯を借り、a u携帯を持っていると思われる県教委職員の個人携帯へ状況報告を依頼(a u携帯同士しか繋がらない状況による) ・待機生徒の帰宅完了
・出張者の人数と出張場所を確認 ・教育企画室に第1報(携帯ショートメール)「人的被害なし、設備被害少々」 ・課外中止の立て看板設置 ・生徒や職員等に重大損傷がない限り対策本部を解散し、管理職会議で今後の学校運営について協議 ・連絡できる範囲で連絡、一部生徒を教員が送った ・職員の勤務について確認、出勤可能な職員を非常配置とする ・職員も管理職を除き帰宅させる ・教員が手分けして携帯電話で生徒の帰宅状況確認、当面の予定(自宅待機及び課外、部活動は実施しない)を連絡 ・教職員は旧市内居住者を中心に交替対応 ・教職員は一部職員を除き、夜9時以降解散 ・校舎に入居している独身教員4名が学校に宿泊		・出勤した職員で生徒及び家族の安否確認、施設の被害状況確認 ・沿岸出張者の安否確認取れない、県に報告 ・校長、副校長(幼児、児童、生徒の安否確認)事務長(施設点検) ・県内被災状況の情報収集 ・事務長対応、部分的対応～用務員、教員数名 ・非常配置なし ・盛岡等遠隔地在住職員は当分の間特別休暇 ・学校宿泊教員帰宅
・職員は役割分担し避難所対応 ・避難所本部(避難者確認・名簿作成) ・研修会館を活用した炊出し(おにぎり作り) ・避難者等の自動車整理(進入路の安全確保) ・電話不通のため出張中の職員との安否確認不可 ・3号配備+帰宅できない職員による避難所運営体制 ・避難所が混雑し非常に狭隘、校長以下学校本部職員・生徒ケア担当職員以外希望により帰宅。男性職員の一部は自家用車で待機・仮眠 ・3グループに分け交代で夜通し生徒及び避難民の安全を確保		・休暇を取っていた2名所在安否不明 ・帰宅可能な職員一時帰宅、その後当面出勤できない者有り(交通機関ストップ、ガソリンなし) ・盛岡からの通勤者教諭及び副校長県教委へ状況報告派遣、副校長当面戻れず ・家族の安否確認が出来ない職員は帰宅、それ以外は泊り込み ・朝、児童・生徒に必要な人数を残し、未明に戻った現業職員を先頭に被災が心配な職員を帰宅させる ・学校業務を全て中断し、生徒の安否確認。被災教職員10数名おり被災状況確認を行った。(相当時間を要した)
ガスの元栓止め 漏電ブレーカー遮断など ラジオ、電池、携帯電話のワンセグ 燃料残量確認 燃料使用制限など 被害箇所図面に明示 被害箇所写真撮影 事務長が当直(宿直) 事務職員及び副校長で非常配備 避難者受入に関わる問い合わせや来校者の対応で待機 戸締り、施錠をし無人とした		・後片付け清掃。外回り点検 ・避難住民の対応協議(暖房シート、飲料水、照明等受入準備)
(U S Bスティックを持参しなかったことを後悔)		・全員避難場所を市内の中学校へ移動
民の救助にあたる 職員への避難指示放送をする 所：河南中学校 入支援及び非常待機 「リアス丸」が一時音信不通となる 陸に押し上げられる		・避難所、継続支援 ・「リアス丸」焼津港に無事入港 ・実習生徒空路にて帰宅へ ・「リアス丸」の帰校問題、カッター実習船の引き上げ、「翔洋」の措置問題と奔走 ・老朽化校舎の急速改修、回線不通による会計処理、服務の取扱と奔走
給後校舎施錠)		・校長、事務長学校待機 ・県教委へ「種子丸」洋上避難の連絡 ・17：00施錠も23：50通電により事務長登校、校舎点検。警備会社も駆けつけ機械警備セット
走する(暖房・寝具・燃料・照明機器・ラジオ・テレビ等) (避難者名簿からの安否情報提供、進入等来客対応、救援隊・衛生隊受入、避難所安全確認、給水、燃料運搬、地区対策本部との情報交換・物資補充要請等々) 難所(体育館)運営に携わる)		・炊き出し用施設安全確認 ・避難所用事務用品提供 ・教員とともに避難者誘導・受付・保護者の対応 ・救援の消防車・パトカー・自衛隊へグラウンド開放、その交通整理 ・体育館を遺体安置所として許可 ・通電に伴う警備箇所の復旧作業 ・校舎被害点検
・家畜を飼育している農業高校では、飲み水の確保、搾乳のための電源が必要となった ・県外・県内と広域に帰宅中の児童生徒の現在地が特定できないため捜索が難しかった ・被災した生徒のため寄宿舎を開会した学校あり。 ・特別支援学校では、学校給食のための食材の確保に不安があり、始業式まで休業としている		・山田高校、最大1300名の避難者あり
・津波被災2校あり ・避難所として市民等受入校多数 ・孤立状態となった学校2校		

震災発生時とその後の対応【3/13以降】（県立学校総括表）

項 目			3月13日	3月14日	3月15日
防災計画項目	3.11実態	地域			
一般状況		内陸	・ガソリン入手困難 ・交通機関マヒ状態 ・電気、午後復旧 ・火災、土砂崩れ、断水（一部復旧）、ガス一部供給停止	・ガソリン、数量制限で販売 ・食料不足 ・回線接続	・ガス復旧 ・全ての燃料が不足 ・J.R東北本線復旧（盛岡～花巻） ・電気復旧
		沿岸	・津波注意報切り替え7:30、解除17:58 ・ガソリン供給不可 ・電話不通 ・停電 ・国道106号盛岡方面から通行止め	・ガソリン供給不可 ・電話不通 ・停電 ・電気復旧 ・国道106号線等内陸から沿岸に向かう道路が緊急車両以外通行禁止	・ガソリン供給不可 ・電話不通 ・電気復旧 ・防災無線設置、外部との連絡可能 ・ドコモ中継アンテナ設置
状況・ニーズ	校内災害対策本部及び人的動き（職員、児童・生徒関係）	内陸	・緊急対応のため、事務長出勤し待機 ・管理職・事務職員・用務員等勤務 ・管理職勤務、安否情報収集 ・担任中心に生徒の安否確認、部活動中止・自宅待機の連絡 ・課外中止 ・災害対策本部集合、児童・生徒の安否確認継続 ・校舎内の見回り、電気復旧による作動確認 ・体育館等校内の一部を立入禁止 ・校務運営委員会開催（3/14～3/15登校禁止）～保護者あてメール、入口掲示による周知、学校教育室への報告 ・通常登校について市防災無線及び連絡網により伝達 ・臨時休校時の家庭での過ごし方指導、クラス連絡網の整備 ・終業式・離任式等の再検討 ・被災地への支援（物資・義援金）・職員派遣	・学校教育室への報告（被災生徒、施設設備被害の状況） ・ガソリン不足、道路事情による通勤困難者あり ・通勤者が相乗り通勤、市内ホテル宿泊通勤 ・生徒休校（①3/15まで、②3/16まで、③3/17まで、④3/18まで） ・職員による各管理区域の再度被害確認 ・臨時職員会議（日程等の状況に応じた修正、県外遠征等の自粛） ・職員勤務体制の検討 ・全校集会、清掃後下校（午前中） ・午前授業 ・課外・部活動中止 ・1、2年自宅学習（3/22まで） ・児童・生徒、職員・家族の安否確認 ・転校生の情報収集、対応（卒業生より制限、運動着等） ・被災生徒への経済的な支援の検討（同窓会・PTA・教育振興会・生徒会） ・主催会議中止の掲示、連絡	・ガソリン不足による通勤困難者あり ・合否判定会議 ・職員動向計画を作成（3/31まで） ・居住地区の乗合通勤体制を計画
		沿岸	・学校閉鎖 ・事務長が全職員の安否等の確認 ・職員が班編成で、避難所を巡り安否確認開始 ・大船渡経由で盛岡まで行けること判明、副校長が県教委連絡・食料買出し ・市から支援物資受領 ・定例の連絡会議開催 ・教員引率し生徒帰宅 ・山田町方面に職員派遣（避難所を回り保護者の安否確認） ・自宅・避難所等から自転車等で学校へ出勤、泥出し・がれき撤去・片づけ等作業、生徒の安否確認 ・市に灯油配達要請 ・職員が体育館にブルーシート設置（死体安置用） ・防火水槽からの水の汲み出し（トイレ用） ・避難所来所の県教委職員に生徒職員の安否・施設被害状況を報告 ・学校に宿泊（児童生徒・職員） ・ヘリにより負傷者等の搬入・救急車で宮古病院へ移送	・臨時休校 ・校長から生徒の安全確認・当分の間は生徒出校不可の指示 ・避難所・家庭訪問実施 ・避難所にインフルエンザ発症・隔離 ・一時帰宅職員による物資調達（食料・日用品・毛布・燃料等） ・通信手段がないため、職員が県教委へ出向き被害状況報告 ・節電、食量抑制、省エネ（暖房）等指示（周辺住民・他の避難者への配慮、燃料配給の心配） ・公衆電話利用可能により電話番号等を一般に周知、利用奨励 ・管理職が事前に情報交換等し、朝会で職員に状況説明や今後の作業等伝達（以降継続） ・職員・生徒安否確認、がれき等の撤去作業開始 ・高架水槽の水を節約し使用 ・学校に宿泊（児童生徒・職員） ・ヘリによる支援物資（食糧）の搬入	・生徒立入禁止 ・学校宿泊者あり ・市教委から緊急車両用給油証受領 ・多くの職員が徒歩・自転車通勤 ・衛星携帯電話1台設置
1 県立学校施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）	施設・設備関係	内陸	・被害状況確認、業者見積依頼 ・業者にボイラー、ガス点検依頼 ・最寄振興局から県教委へ被害状況報告	・ガス復旧のため業者依頼	
		沿岸	・食器洗い用、トイレ用に沢水を使用 ・死体安置所に指定され、受入れのための作業 ・津波によりグラウンド浸水	・自衛隊給水車到着	
2 避難所の設置に係る協力に関すること。（第3章 第4、25節）		内陸	・市職員が常駐し避難民の対応（一関市）	・体育館を支援物資保管場所として依頼あり ・校内会議室に大阪消防隊連絡本部を設置	・避難者帰宅（一関市）
		沿岸	・県立病院から毛布等を搬入 ・町内会の炊出し班が校内に設置 ・死体安置所の要請 ・医療チーム、支援物資保管所等の設置	・市、避難者代表、学校による3者打合せ ・県警より行方不明者相談窓口の設置依頼 ・県警関係者の宿泊施設使用の要請 ・遺体の搬送開始 ・自衛隊による支援物資の搬入開始	・AD衛生電話開設 ・保健室を臨時診療所として使用 ・給水車による給水開始 ・自衛隊により防災無線アンテナ設置
3 被災児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。（第3章 第25節）		内陸	・県外合宿中の生徒帰宅確認 ・家族が被災した生徒11名	・被災生徒がいないことを報告 ・生徒は17日まで自宅待機 ・生徒の安否確認実施（1名行方不明） ・3月14日生徒の安否確認をし、全員無事を確認。 津波による住宅被災生徒1名 ・3月15日～3月24日まで6回に渡って避難所、自宅等を持って生徒の安否確認。結果、1・2年生全員所在確認、卒業した3年生1名死亡。 ・ガソリンの確保に苦労	・3月15日生徒の安否確認をし、全員無事を確認
		沿岸	・宮古市の災害対策本部から緊急車両指定書3部入手 ・消防団帽子所持者へのガソリン給油が可能判明 ・生徒・家族の安否及び住居の状況等確認（卒業生「3年生」も含め）を学年及び生徒指導部中心に行う。生徒指導部は各地域の避難所を訪れての確認を行う。 ・保護者が迎えに来ることが出来ない生徒1名を担当が自宅に連れて帰る ・父兄等が迎えに来た生徒は帰宅 ・大船渡合庁に衛星電話が設置され、それを使って県教委とやり取り ・全校生徒の安全確認調査進行	・県本部への報告のため事務長が車で出勤 ・県教委学教室長名による通行許可願い書を5通入手 ・県教委より事務長の携帯電話に「生徒安否確認を行い報告せよ」とのメールあり。同内容の文書を近隣高校を通じて副校長が入手 ・電話、メール、テレビ不通、新聞届かず、ラジオの電波も悪く、ガソリンもなく、道路通行止めで、生徒の安否確認が難航 ・3.11欠席者と卒業生の安否確認 ・生徒の安否確認（卒業生も）全員無事、被災（家屋流失等）生徒4名	・県の災害対策本部から緊急車両指定許可書入手 ・副校長が山口小学校敷地より携帯電話で県教委へ生徒の安否確認情報を報告した。 ・生徒の安否確認（家庭・避難所等巡回） ・安否未確認36名 ・3.11欠席者と卒業生の安否確認